

平成 29 年度 第 2 回八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会
会議録

開催日 平成 29 年 6 月 22 日（木）午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分
開催場所 八王子市役所 議会棟 全員協議会室

出席者氏名

【委員】

松田恵示、片山弘道、佐々木祥乃、大塚充、木村恵子、中島功、塚本秀雄、逸見由紀江、川島弘嗣、記野邦彦、守屋和広

【事務局】

安間教育長、廣瀬学校教育部長、山下指導担当部長、野村総合教育会議専門管理官、中村指導課長、佐藤統括指導主事、丸山経営第二課長、加藤指導主事、北川指導主事、松井指導主事、古川経営計画第二課課長補佐、金子指導課主査、吉沢指導課主任、嶋崎指導課主事

欠席者氏名

島本一男、清水真紀、守屋和広

次 第

- 1 開会
- 2 教育長挨拶
- 3 協議事項 八王子市いじめの防止等に関する基本的な方針について（諮問）
- 4 閉会

公開・非公開の別

公開

傍聴人数

なし

配付資料

- ・次第
- ・資料 1 八王子市いじめの防止等に関する基本的な方針の策定について
- ・資料 2 現行の「八王子市いじめ防止基本方針」と現在策定中の「八王子市いじめの防止等に関する基本的な方針（案）」との関係
- ・資料 3 八王子市いじめの防止等に関する基本的な方針（案）
- ・資料 4 八王子市いじめ防止基本方針

会議の内容

中村指導課長

事務局より連絡

- 配付資料について
- マイク使用について
- 写真撮影について

松田委員長

定刻になりましたので、平成 29 年度第 2 回八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会を開催させていただきます。

本日もよろしくお願ひいたします。

それでは、はじめに安間教育長よりご挨拶をいただきます。

安間教育長

本日は、ご多用の中、平成 29 年度第 2 回八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会にご参加を賜りまして、ありがとうございます。

本日は、「八王子市いじめの防止等に関する基本的な方針について」を諮問させていただきました。委員の皆さまに協議をお願いしたいと思います。

5 月 11 日に開催されました第 1 回の対策委員会では、「いじめた子が抱える問題をどのように解決するのか」や「条例やいじめの防止等に対する取組をどのように周知するのか」などのご意見をいただきました。これらのご意見を「いじめの防止等に関する基本的な方針」に反映していきたいと考えております。

また、委員の皆さまにお知恵をお借りしたい事項がございます。いじめの予防、発見段階における保護者と学校、関係機関との具体的な連携、特に情報共有に関する事項です。昨年、いじめによる重大事態が発生し、痛ましい結果が出てから、事実関係の調査になり、調査自体が問題となっているケースがあります。そこにいたるまでに子どもは様々なサインを出しているはずですが、そして、サインを出している場合は学校だけではなく、サインを出している子が他の子と関わる学校がその状況を把握することは重要なことです。子どもがその場を離れたときに、ほっとしたような表情を見せたとすれば、それもサインの一つではないか。子どもが発するサインこそ事実だと思っています。その事実はどう対応したのか、これは、後から調査するまでもなく、記録を積み重ねていくことが事実なのではないかと考えております。

是非、こうした事実を積み重ねて、その都度対応していく。そのような方策について協議していただきたいとお願ひ申し上げます。

委員の皆さまには、パブリックコメントや、平成 28 年度まで開催していた「いじめ防止

対策推進会議」「いじめ防止対策検討会」など出されたご意見を参考に、作成した資料をお配りしております。これらを協議の参考としていただき、よりよい方針が策定できますようご協力お願いいたします。

続いて、諮問文を読み上げさせていただきます。

諮問文 読み上げ・手交

松田委員長

教育長は公務のため退席されます。

本日、島本副委員長、清水委員、守屋委員より欠席の連絡をいただいております。出席委員は9名ですので、会議は有効に成立します。

ここで、前回の委員会を欠席された委員より、一言ずつご挨拶をいただきたいと思います。

佐々木委員・中島委員・木村委員 挨拶

松田委員長

ありがとうございました。

第1回の会議において、名簿順で署名委員をお願いしております。

本日の署名委員を指名させていただきます。佐々木委員をお願いしたいと思います。

それでは、次第の3番、協議事項ということで「八王子市いじめの防止等に関する基本的な方針について」話し合いを進めたいと思います。

事務局より、ご説明いただければと思います。

廣瀬学校教育部長

それでは、本日の資料について担当より説明させていただきます。

佐藤統括指導主事

資料1及び資料1と資料3のはじめにと第1章をご説明します。方針の根幹となる部分と考えておりますので、お時間をいただいて読ませさせていただきます。

資料1をご覧ください。この資料はいじめの防止等に関する基本的な方針の策定にあたり、いじめを許さないまち八王子条例の考え方を踏まえて、重視したポイントです。基本的な方針の基盤となる箇所ですので、読み上げさせていただきます。

いじめの問題に対応するための視点。まず、児童・生徒の些細な変化やサインを見逃さず、対応しようとする教職員の意識の向上。いじめとは、行為を受けた児童・生徒本人が、心身の苦痛を感じたもの全てです。いじめにあたるか否かの判断は、児童・生徒の立場に立って対応します。また、安易にいじめではないと判断するのではなくて、いじめはどの児童・生

徒にも、どの学校にも起こりうるという認識で対応します。

次です。一人（一部）の教職員が抱え込むのではなく、学校全体で対応する組織の構築を図ります。いじめの訴えだけではなく、いじめの疑いにおいても、速やかに学校いじめ対策委員会に報告・連絡を行うことが重要と考えております。学校いじめ対策委員会では、迅速に必要な対応を進めます。

次です。児童・生徒が一人以上の大人に相談できる環境づくり、八王子市として力を入れたいと考えています。大人には相談しにくいという思いを持つ児童・生徒がいることを前提に、全ての児童・生徒の相談相手の実態調査を行い、大人は適切な相談相手づくりを進めていくことを考えています。

次は、児童・生徒の自尊感情、自己肯定感を醸成する取組の充実です。自分は人の役に立っていると実感できるように、一人一人が活躍できる機会を意図的・計画的に教育活動に盛り込んでいきます。また、家庭や関係機関とも連携したいと思います。教職員と児童・生徒、児童・生徒同士の信頼関係を深め、安全で安心な学校・学級をつくることが重要と考えています。

次です。児童・生徒が主体的にいじめについて考え、行動する機会の設定、児童・生徒がいじめ問題を自分たちの問題と考え、話し合い行動していく取組を全教育活動を通じて行っていきます。

次のページです。保護者、家庭、地域、関係機関等との連携の強化です。児童・生徒に関わる大人は連携して、児童・生徒は何を伝えるのか、何をすべきなのかなどを考えて行動していくことが重要と考えます。

次です。重大事態の適切な対処です。重大事態が起きたとき、または疑いがあるときは、迅速に対応して問題を明らかにするとともに、全力を尽くして問題の解決を図ることが重要と考えています。

最後になります。当該児童・生徒の支援です。こちらは、昨年度の委員会でも意見が出ましたが、被害児童・生徒だけではなく、加害児童・生徒に対しても、その背景となる要因を軽減するために関係機関と連携し、継続的な支援を行うことが重要だと思います。

この8点を重要なポイントと位置づけます。

次は、いじめに関わる共通理解についてです。資料3の3ページにも、いじめの理解として記載しています。関わる大人が同じ認識であることが必要と考えますので、ここで説明させていただきます。どのような些細なことでも見逃さず対応する。いじめは、どの児童・生徒、学校にも起こりうる。いじめを行う者、いじめを受ける者はその状況によって変わる。いじめは、加害、被害の二者関係だけではなく、観衆、傍観者の4層構造で構成されている。それが更にいじめを助長する。からかいやふざけから、重大ないじめへと発展する可能性があるため、「これくらい」と判断をせず、いじめの芽の段階で解消を図る。大人が他者を笑いものにする。他者を差別する。暴力を肯定するなどの姿を児童・生徒は見ており、そのことが児童・生徒に影響を与えている。いじめの要因や背景は、児童・生徒の関係性だけ

ではなく、家庭や学校、社会の状況など様々であることから、厳しく指導を行うが、あわせて継続した支援を行う。内容や状況によっては、いじめだけではなく犯罪行為として対応する場合もある。こちらをいじめに関わる共通理解とします。

資料 2 をご覧ください。本市の条例及び現行のいじめ防止対策基本方針と、今回策定を進めている基本的な方針の関係を示した資料です。

今回、策定する方針は実効性があり、より具体を示すものですので、各項目は記載内容が多くなっています。条例との関係は、主な関係項目を矢印で示しています。条例の項目は、矢印以外の箇所に記載している場合もあります。

資料 3 をご覧ください。1 ページ目です。このページは条例の考え方を示し、いじめに関わる大人たち全てが、オール八王子として子どもたちに関わっていく考え方を示しています。図の下には、先ほどお話しいじめ問題に対応するための視点を記載しています。

2 ページには、基本理念、いじめの定義を記載しています。条例及び法に基づいて記載しています。3 ページには、いじめの理解を記載しています。4 ページには、諮問の項目となっている、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処、保護者・家庭・地域・関係機関との連携の視点をまとめています。特に重要なところを読み上げます。(1) いじめの防止。児童・生徒にいじめは決して許されないことの理解を促していきます。児童・生徒がいじめについて考え、行動する機会を教育課程に位置づけます。いじめの背景にあるストレス等の要因に着目していきます。全ての児童・生徒が安心でき、自己肯定感、自尊感情を育み、学校生活に充実感を持てるようにしていきます。(2) いじめの早期発見。児童・生徒の些細な変化や兆候をいじめではないかとの疑いをもつて的確に関わり、いじめを隠したり、軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知すること。また、一人で判断するのではなく、組織的に情報を共有し、判断して対応します。児童・生徒が一人以上の大人に相談できる環境づくりを進めていきます。

(3) いじめへの対処です。2 点目の丸になります。いじめが確認された場合、直ちにいじめを受けている児童・生徒及びいじめを知らせてきた児童・生徒の安全を確保します。いじめをしたとされる児童・生徒に対し、事情を確認するとともに、周囲の情報も収集し、適切に対応していきます。重大事態と思われる場合には、躊躇することなく、関係機関と連携して対応していきます。

(4) 保護者、家庭、地域、関係機関等との連携です。今回特に委員の皆さまからご意見をいただきたいと思えます。本日出席していただいている皆さまの所属団体、所属機関とも連携すると思えますので、よろしくお願ひします。学校運営協議会やPTA、地域の関係団体といじめ問題を含む健全育成について、連携して対策を考えていきます。これは、様々な各機関の行事等に関わっていくと考えています。より多くの大人が悩みや相談を聞けるように、学校は地域、保護者、家庭、関係機関と組織的に連携、協働する体制を構築します。子どもたちの些細な変化、情報交換を通して、早い段階でいじめを解決したいと考えています。児童・生徒に対して、必要な教育上の指導を行っているにも関わらず、その指導に十分な効

果が表れない場合は、関係機関と適切に連携していきます。学校や教育委員会は、関係機関と適切な連携が図られるように、平素より各関係機関の窓口・担当者を明確にするとともに、連携会議等による情報共有体制を構築します。

このような方法について、ご意見をいただけたらと思います。基本的な考えは以上です。指導主事より、具体的な説明をします。

加藤指導主事

続きまして、右側の 5 ページをご覧ください。Ⅱいじめの防止及び解消に向けた取組に関する事項について、ご説明します。初めに 1 八王子市及び八王子市教育委員会における取組についてです。5 ページは、いじめ防止対策推進法に明記されている基本的な方針の策定、安全安心連絡協議会について記載しています。

6 ページをお願いします。いじめ問題対策委員会、いじめ問題調査委員会について、いじめ防止対策推進法のまま記載しています。

7 ページをお願いします。(5) いじめの防止等に対する取組です。ア未然防止(ア)児童・生徒の主体的な行動に対する支援の一つ目、中学生サミットの年1回の開催です。こちらは、子どもたちが主体的にいじめについて考え、主体的に行動するために、市教育委員会が行うように考えているものです。

8 ページをお願いします。昨年度開催した中学生サミットにおいて、いじめ防止に向けた行動指針を、子どもたちの話し合いで決定し、それについて各自がどんな取組をできるか、それぞれの学校で話し合い、取組に生かしていただいています。同様に 8 ページの(ウ)と(オ)をご覧ください。いじめの防止をどう周知するかについて、保護者、地域向けのリーフレットの作成、またシンポジウムの開催、市及び教育委員会のホームページや広報紙を活用して、学校や教職員だけではなく、市民にいじめの防止について訴えかけて子どもたちの安全を第一に考えて、子どもたちを守っていくための具体的な方法について記載しています。(エ)地域、関係機関への周知及び意見交換の実施に記載しているのは、具体的な関係機関の名前を出しております。これについては、条例または基本方針の方向性について、ご説明する予定です。

9 ページをご覧ください。ウ早期対応です。(ア)人材の派遣については3つ目の白丸に指導主事の派遣を明記しました。スクールソーシャルワーカーや巡回相談の前に、指導主事がいじめの報告を受けた際に、学校を訪問して指導・助言を行うことが大事だという考え方に基づいて記載しました。

続きまして、10 ページをご覧ください。相談体制の構築について記載した部分です。この中では、ウいじめに関する通報及び相談を受ける窓口について八王子市に関わる各関係機関に電話をかけやすいように、具体的にまとめました。下にあるのが、東京都の機関や全国の機関です。

続きまして 12 ページからです。こちらは、2 市立学校における取組をまとめた部分です。

初めに大変申し訳ありませんが、訂正をお願いします。13 ページの一番上にあるいじめ防止対策推進法第 22 条が四角で囲まれています。その第 22 条の 1 行目の真ん中から右側に、実行性と在りますが、正しくは実効性です。申し訳ありませんが訂正をお願いします。

17 ページをお願いします。一番下にいじめ防止対策推進法第 16 条の第 4 項があります。さらに、養護されるよう配慮するという言葉があります。正しくは擁護です。訂正をお願いします。

22 ページ (6) 相談体制等の構築、こちらにも第 16 条第 4 項も養護ではなく擁護に訂正をお願いします。

それでは、市立学校の取組についてご説明します。初めに、いじめ防止対策推進法にあるように、学校いじめ防止対策基本方針の策定、13 ページの学校いじめ対策委員会の設置について記載しています。13 ページの下、(3) 未然防止から、具体的に市立学校が取り組むべきことについて記載しています。14 ページをご覧ください。真ん中に (ウ) 自己肯定感や自尊感情を高める取組の充実を記載しました。子どもたちが自分の存在が認められること、ここにいてよいという安心感、子どもたち一人ひとりが活躍できる場や、気持ちを落ち着かせて生活できる場を設定するために、具体的に学校がどのように取り組んでいくかをまとめています。15 ページをお願いします。イ教職員の意識の向上、組織的対応の徹底については、(イ) 学校いじめ対策委員会の役割の明確化と定期的な会議の開催、この中の 3 つ目の白丸です。対策委員会は校内において各種委員会を活用するなど定期的に開催します。学校はたくさんの会議を行っております。その中で、教員の多忙感や学校が子どもたち一人一人の様子をきちんと確認し、子どもたちに一人一人の変化に気付く場を設定するには、今行っている会議を生かして、学校いじめ対策委員会が開催できればと思い、このような形でまとめました。

続きまして、16 ページをお願いします。ウいじめを許さない指導の徹底、(ア) 相談についての指導の 1 つ目の白丸です。児童・生徒がストレスや困難を感じたときに対処する方法として、大人や友達に相談する方法があることを指導します。18 ページをお願いします。18 ページの一番下に、エ児童・生徒からの訴えを確実に受け止める体制を構築すると記載しています。(ア) 学校は全ての児童・生徒に一人以上の相談できる大人が存在できるように、スクールカウンセラーを活用して、働きかけると記載があります。一人でも相談できる大人が存在するように、働きかけていくことを指導していきます。

17 ページに戻ります。一番上に市及び市教育委員会の取組でもお話しした中学生サミットについて記載しています。中学生サミットに参加するだけでなく、参加した後に、全ての児童・生徒が考えたり行動したり、いじめの防止について真剣に考えてもらう場を学校に設け、一人一人の子どもたちが主体的に参加できるようにしていきたいと考えています。

18 ページを再度お願いします。18 ページはイ児童・生徒の言動からの初期段階のいじめの察知です。ウ全教職員による児童・生徒の状況の把握です。先ほど、子どもたちが相談できる体制を話しましたが、子どもたちと長時間接している学校が、子ども達の些細な変化を

発見できるように教職員が動き、児童・生徒と長時間接している教職員だけではなく、組織的にたくさんの大人が子どもたちを見ていくことが大切だと思うためウに全教職員という言葉盛り込みました。

20 ページをお願いします。最初の（ウ）とウ重大事態につながるための対応の（イ）は加害児童・生徒について記載しています。被害児童・生徒の安全を第一に考え、保護していくことは当然ですが、加害児童・生徒がいじめの後はどう変わっていきけるのかを重視していければと考え記載しました。

20 ページの最後に、地域・関係機関との連携を記載しました。全体的に捉え、21 ページのウに警察との連携を具体的に記載しました。犯罪行為としての事例、いじめの範疇ではないもの、そういうものについて学校としては連携していくことに躊躇してしまう現実があります。そのため、明記しました。

学校の取組については以上です。

24 ページをお願いします。3 保護者の取組、4 関係機関の取組についてまとめたページです。オール八王子として、条例の理念を強く打ち出した部分です。保護者の取組については、2 つ目の白丸をご覧ください。チェックシートをこちらで作成し、それを活用して、日頃から児童・生徒の様子を見守って小さな変化に気付くよう努め、何らかのときに保護者に相談できるように時間を確保すること、自分は他人の役に立っている、自分は必要な存在であると実感できるような言葉を伝えることが大事だと思います。保護者の取組の 1 つ目の白丸をご覧ください。児童・生徒がいじめを受けたときに、いじめを受けている可能性があるときに連絡して、児童・生徒の安全・安心を第一に考えて保護することについては、チェックシートを活用します。

最後は関係機関の取組です。保護者の取組と同様に、児童・生徒の安全を第一に考えて、迅速に対応していくことが一つです。2 つ目は日頃からの連携です。何らかのときではなく、日頃からの窓口の取組や連携会議の開催などによって情報共有を共有の体制を築いていくことを明記しました。以上です。

北川指導主事

私からはⅢとⅣについて説明します。まず、Ⅲ重大事態に関する事項です。25 ページをご覧ください、25 ページは 1 として重大事態の定義です。いじめ防止対策推進法、国の基本的な方針に基づき、重大事態の定義や意味を示しています。

26 ページにお進みください。2 重大事態の発生時の報告です。重大事態が発生した際の、学校から教育委員会への第一報について、事例別に整理し、判断のポイントを示しています。いじめとの因果関係が確実になった時点で、重大事態と判断するわけではないことを明記しています。ア学校がその事案を認知したとき、イ明確な理由がなく連続して 1 週間欠席したとき、連続でないものの欠席日数が 7 日になったとき、ウ児童・生徒や保護者から申し立てがあり、重大事態の疑いがあると認められるときとしました。更に 27 ページに学校の

判断を支援することを狙いに、具体的事例を示しました。(3)として、重大事態が発生した場合の報告書の提出について明記しています。

28 ページにお進みください。重大事態の発生時の報告の流れを、一目で見て分かるようにまとめたものを資料として添付しました。

29 ページにお進みください。重大事態発生時の対応です。一つの特徴として、位置づけています。(1) 対応の流れの全体像をまとめました。(2) では被害児童・生徒の安全確保、不安解消の支援をあげています。30 ページの(Ⅲ)では、加害児童・生徒についての指導及び支援について丁寧に盛り込みました。ここでは、指導及び支援のねらいを明記するとともに、保護者や外部機関との連携について記載しています。31 ページのウ教職員、スクールカウンセラーによる支援として、加害児童・生徒の背景や心の傷への配慮について記載しています。これまで、加害児童・生徒について、参考にしてきた資料には更生という言葉が使われることが多いですが、必ずしも加害児童・生徒には悪意があるとは限らないので必要に応じて振り返りという言葉を使っています。

33 ページをご確認ください。4 の調査の主体と組織、実態から 39 ページの 5 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置までです。調査に関する事項は、推進法、国の基本的な方針に則って作成しました。ただ、キーワードとして迅速、正確かつ公正、事実に基づき対応することを基本的な考え方として整理しました。

41 ページには重大事態が発生した際の学校、教育委員会や市長の対応の流れを、一目で分かるように作成しました。

42 ページのⅣその他、いじめ防止等の対策に関する重要事項です。ここでは、1 八王子市いじめの防止等に関する基本的な方針の見直しとして、実効性を高めるために、年度ごとの点検を明記しました。

以上で、基本的な方針の案の説明を終わります。資料 3 にありました、文中の三角や四角、星などの記号は、1 ページのいじめ問題に対応する視点についている記号が、どこに位置づけているかを示すためにつけています。基本的な方針の完成版には記号をつけません、今回は説明を分かりやすくするために記号をつけました。事務局からの説明は以上です。

松田委員長

ありがとうございました。

送付された資料の分量も内容も多かったので、整理をしながらご意見をいただければと思います。

まずスケジュールというか、流れとして、本日説明をしていただいた内容で、現在のところでご意見ご質問をいただきながら、話し合いを進めます。次回、7月に予定されている委員会で、そこまでにいただいたご意見で修正したもので議論をいたします。本日からカウントして 3 回目で案を取りまとめていくというスケジュールでイメージしていただければと思います。

本日の資料ですが、資料 2 の真ん中のところに、八王子市いじめ防止等に関する基本的な方針（案）があります。これが、諮問として求められている、八王子市いじめの防止等に関する基本的な方針の目次になっています。

私たちの委員会がゼロベースで話をしてまとめていくのは現実的に難しいので、ここまでのところを教育委員会でたたき台を構成してもらっていて、これをベースに委員会で検討していくことになります。考え方として、資料 2 の左側にあります、今年 4 月に定められた八王子市の条例がベースになっています。一方で、右側にあります、従来の八王子市いじめ防止基本方針の基礎を踏まえて作っているという関係になります。具体的には、説明いただいた資料 3 を取りまとめていくというのが、役割になります。分量が多いのでパートに分けてご意見やご質問をいただいでいくということで、進められればと思っています。

資料 3 の 1 ページ目が全体の方向性や基本理念につながる部分としてスタートになっているところです。ここからの部分を抜き出して資料 1 に書いてもらっています。資料 3 の 1 ページ目と資料 1 の左側が対応していると思います。更に、資料 3 では視点ということで箇条書きされているものを、三角と四角と星印とひし形の白と黒の種類で印をつけて、それ以降の資料で該当するところに印をつけています。印のつけ方が同じ種類で資料の種類と項目が同じ趣旨になっているということです。ただ、印のつけ方が小さな項目についているときと大きな見出しについているときがあります。見出しについているときは、見出し以降の内容が全てそれに含まれているということになります。複雑な資料になっていますので、時間をかけて確認させていただきました。

進め方ですが、パートに分けて気付かれたご意見、ご質問を、なるべく多くいただければと思います。

まず、目次の I のいじめの防止等に関わる基本的な方向性、資料 2 ページから 4 ページの部分になりますが、ここには基本理念といじめの定義、いじめの理解、いじめの防止等に関する基本的な考え方という項目があります。ここまでのところで、感じていること、ご質問、ご意見をいただきたいと思っています。

塚本委員

加害児童・生徒への支援については、細かく書かれていてよいと思います。しかし、この部分が最初にあって目立つので、被害児童・生徒への思いやりが欠けていると思われる危険性があると思います。被害児童・生徒は重大事態に陥る場合がありますので、被害児童・生徒への支援についても、書いた方がよいと思います。資料 1 の当該児童・生徒への支援と同じように、書いたらよいと思いますが、加害児童・生徒への支援とあえて書いた理由は何でしょうか。

佐藤統括指導主事

今までの会議で、加害児童・生徒への継続的な支援が必要というご意見をいただいでい

たので、記載させていただきました。資料 1 にありますように、被害児童・生徒への支援について実施することは当然ですが、委員の意見のように加害児童・生徒だけに支援するように読み取れる可能性がありますので、検討します。

松田委員長

資料 1 のいじめ問題に対する視点と資料 3 の 1 ページ目のいじめ問題に対する視点は、同じだと思いますが、変わっているのでしょうか。

佐藤統括指導主事

片方だけ直していませんでした。申し訳ありません。当該児童・生徒への支援も含まれています。

逸見委員

3 ページに傍観者という言葉がありますが、当該児童・生徒を加害者と被害者、それに最近感じていることは、いじめを見て見ぬふりをした子が、成長して罪の意識を覚えることがあるのを目にします。当該児童・生徒はもちろん、周りにいた子たちが後々、自分を責めることがないようなケアが入っているとよいと思います。

佐藤統括指導主事

いじめは 4 層構造であることを記載しています。教育活動において、いじめのある環境が全ての子どもたちにとってストレスであることは、間違いありません。継続的なケアをしていきたいと思います。

松田委員長

3 ページの傍観者という言葉は、いじめを助長する位置づけにしかありませんが、いじめに参加してしまった子に対するケアも必要だというご意見でした。

片山委員

3 のいじめの理解で、事の始まりは、からかいやふざけ合いであっても、後に重大事態になると書いてありますが、加害者は重大だと思っていないということがあります。それについての、表現があった方がよいと思います。

松田委員長

確かに時系列的には、からかいやふざけ合いがあつて、いじめに発展する場合もありますが、からかいやふざけ合いと思っていたことが、いじめであつたこともあります。検討をお願いします。

木村委員

インターネットを通じてのいじめはどのように把握をして、取組をしているのか、教えてください。

加藤指導主事

21 ページに対応があります。いじめが確認された場合に、直ちに保護者と連携を図っていきます。被害児童・生徒と加害児童・生徒との関わり合いは、直接的な関係ではなくて間接的な関係であることが多いので、修復を図っていきたくと思います。グループで行われるラインなどについては、関係者全員に指導をしていきます。

佐々木委員

資料 3 の 1 ページ目の最後のところに、加害児童・生徒への支援と書かれていますが、加害児童・生徒もいじめをしたくてしている訳ではない子が大半と思っています。配布資料を読みますと指導や振り返りという言葉が頻繁に出てきています。怒ってばかりでは、隠れたいじめが増えるのではないかと思います。どうやって加害児童・生徒を支えていくのが大事だと思います。

松田委員長

1 ページ目は当該児童・生徒に加害児童・生徒が含まれるとのことですが、30 ページ以降は加害児童・生徒について多く書かれているので、内容を検討する必要があるという意見でした。

続いて、具体的な取組事項について進めさせていただきます。Ⅱいじめの防止及び解消に向けた取組に関する事項で、1 市と教育委員会の取組についてです。5 ページから 11 ページまであります。この範囲で、何かありましたらお願いします。

大塚委員

子どもたちのサインをどのように受け、連携していくかです。連携は、目的の共有と役割に応じた指導・支援のことだと思います。校内で機能を果たすのは、いじめの校内委員会の機能化だと思います。情報を共有し、どう動くか、各人に合わせた有効な支援、指導に生かしていきます。1 人以上の大人に児童・生徒が相談できるように斜めの関係を利用します。養護教諭やスクールカウンセラー、学校サポーターなどによる支援、部活の指導、また民生児童委員の力添えなど、斜めの関係性を有効に活用していきます。1 番難しいと思いますが、地域・保護者と信頼関係の構築です。8 ページ目の(エ)地域・関係機関への周知及び意見交換の実施について、私は大賛成です。結果の共有ではなくて、プロセスの共有ができればよいと思います。地域のムーブメントとして、取り組むことが大事だと思います。

松田委員長

今のように範囲内に関連付けて、お話しいただくことは大事だと思います。報告書のような枠組みがありますと、パーツを見ざるをえませんが、枠組みや足りない事項についても今のようなご意見の中で出てきます。中身の部分、それに関連づいた部分でもご意見をお願いします。

続きましては、市立学校における取組についてです。12 ページから 23 ページまでです。

片山委員

未然防止に入るのではないかと思います、いじめについての教育は、記載されていますか。

加藤指導主事

16 ページです。ウいじめを許さない指導の徹底、(ウ)いじめに関する授業の実施という項目があります。全学級で、年間を通して意図的・計画的に進めていくと記載しています。

また、弁護士の方を活用したいじめ防止授業の実施を(エ)で記載しています。以上です。

片山委員

いじめをする人といじめという行為の区別が、目立ちません。行為が悪いのであって人が悪くないことを、どう違いを明確に出すかが難しいと思います。また、本人がからかいのつもりでも、被害者にとっては心の傷になり得ることを、正確に伝えることが重要だと思います。

記野委員

先ほどのご質問の中で、加藤指導主事から 16 ページの指導の徹底というところで、いじめを許さない授業を展開しているというのがありますけれど、まずは未然防止の中で、14 ページにいいことが書かれていると思っています。アの児童・生徒が安心して生活できる学級・学校風土の創出というところです。もちろんここに魅力ある授業の実現、それと、人権意識、規範意識を高める指導、この辺の学校教育全体を通じて基盤をつくって、先ほどカウンセラーの大塚委員がおっしゃったように、プロセスがでてくるような風土をつくっておかないと、やっぱりいじめというのはどうしても、隠したがるという部分があります。でも誰にでも相談していいんだよ、誰にでも大人でも、もちろん子ども同士でもいい、という風土を作っていくのが大事だと思います。本校のつい最近の事例ですが、2 年生の男の子が殴るけるではありませんが、下校時に手りゅう弾を持っているという情報がすぐに入って、翌日に保護者も全部呼んで、こういう過程だということで、お互いに家庭同士も納得して、今後お付き合いしていきましようというかたちで早期解決しました。教育長がおっしゃったように、地域からも情報が入ってくるというのが大事ななと思いました。

木村委員

学校風土は大事です。行きやすい学校、情報が入りやすい学校とやり取りができることで、いろいろなことが防げます。また、自己肯定感や自尊感情への着目も大事だと思います。自分はいじめられてもしょうがない、自分はいじめてもいいと思っている子の肯定感を修正しなければなりません。取り組んでいる姿勢が見える学校であることが大事だと思います。

三浦委員

子どもたちは授業だけではなくて、放課後や休み時間、給食や登下校のときなどでも困っています。先生が見にくい時間帯だと思います。その為、校内委員会だけでなく地域を含めたプロセスでの交流、多方面から子どもたちを見守ることができればと思います。

川島委員

広い市内では、いろいろな小学校から中学校に入学します。小学校からすると、付き合いの青少対がたくさん増え、広く浅い関係になってしまいます。学校選択制もあり、自分が住んでいる地域に対して意識が薄くなっています。地域で子どもを見守ることが、難しくなるバックボーンがあると思います。

現役の保護者としては、本人はいじめとってはいいないけれども、受けたほうがいじめだというものに、迅速に先生が介入することは過保護すぎるときがあるかもしれないと思います。そのさじ加減は難しいと思います。様子を見る、見守るタイミングも考えなければなりません。子ども同士で解決する場合もあります。解決する前に親や先生が入っていくことで、大人になってからの耐性が作られないこともあるかも知れないと思います。保護者も先生も難しいと思います。

地域で頑張っている方で、どう関わったらいいかかわからないと話す人もいます。

逸見委員

新たにいじめに対する委員会を作るよりも、図書館ボランティアなどの地域の方が、学校に出入りしています。私も中野北小学校で学習ボランティアをしています。5・6年生の女の子ですと、週1日学校に行くと様子を見ると、友だち関係が変わっていくことがわかります。そういう情報が大切だと思います。市全体だけでなく、学校独自に取り組んでいますので、既存の組織や団体を学校の特色に合わせる事ができる取組を検討する融通性が必要だと思います。

中島委員

SNS によるいじめに気付くことは、難しいと思います。いろいろな機関がアンテナを高くて、連携していくことが大事だと思います。いじめられる児童へのケアやいじめた児

童へのサポートも大事ですし、いじめを見逃さないためには、家庭を安定化する家庭支援が必要だと思います。SNS は大人にとっては、単なる通信手段かもしれませんが、いじめの道具にもなり得ます。子どもたちの生の声が、大人の感じていることと違うことがあると思います。中学生サミットなども実効性のある活動になるといいと思います。

記野委員

八王子市・多摩市・日野市の中学生の間でいじめが発生したとします。多い事例です。そのときの対処の仕方をどうするかが課題だと思います。

大塚委員

定期的に顔を合わせて率直に話し合いをすることに尽きると思います。形式的ではなく五感で感じることで連携が図れると思います。

川島委員

24 ページの保護者の取組についてです。児童・生徒は自分が役に立っている存在であると日頃から言葉で伝えると書かれています。言葉で伝えることは大事ですが、子どもたちは大人の背中を見えています。地域のボランティアを見ている子たちには、しっかりした印象を持ちます。まず、大人が行動をし、地域に必要とされているという肯定感を持つことが、大事だと思います。

松田委員長

塾などが関わって市をまたがってとなると、関わり方のひとつのケーススタディです。連携という言葉がこの会で、活発に出ています。広くご意見をいただければと思います。次は、重大事態についてⅢです。25 ページから 41 ページまでです。お気づきの点がありましたらご意見をお願いします。

片山委員

33 ページで重大事態についての主体ですが学校、教育委員会、第三者委員会のどれがどのように判断するかを基準を教えてください。

北川指導主事

基準について案に盛り込んでいません。実際のところ、ケースによると思います。教育委員会が学校と協議して事案に応じて決めます。

片山委員

事案に応じて、教育委員会と学校が相談して決めるのですか。決定の主体はどこですか。

北川指導主事

事案を把握しているのは学校なので、まず学校が判断します。必要があれば、学校と市教委が協議して判断します。

片山委員

学校が対応すると、事件を軽視して必要なところに報告をしないのではないかと、被害者の家族が疑念を抱くことによるクレームが想定されます。そこに対しては、こういう過程でやっているのだから、そういったことはないですと、何らかの形で話ができるようにしておいた方がよいのではないかと思います。

北川指導主事

この部分でどのように基準を設けて判断するのかというところを、具体的に記載していく必要があるということでしょうか。

片山委員

ルールづくりを含めて検討していく必要があると思います。

松田委員長

ありがとうございます。他にありませんでしょうか。

資料の最後 42 ページになりますが、IVその他事項が残っています。今回の基本的な方針を随時見直していくということと、学校いじめ防止基本方針の公表が書かれています。

改めて全体でお気づきのことがありましたらお願いしたいと思います。具体的な記載にこだわらず、日頃感じていることがあればお願いします。

佐々木委員

本音と建前があるのではないかと思います。建前は、絶対いじめはだめだと思われ、なくなっほしいと思います。本音では、現実にはいじめはなくならないと思います。川島委員が話されたように、子どもの自浄能力というか、子どもたちに任せて解決した方がいい場合もあるでしょうし、いじめの受け皿をどうつくっていくかも大事ではないかと思えます。重大事態を起こした子どもは、本人もまさかそんなことをするはずではなかった、けれどもミスが重なってしまった、どこも受け止めてもらえないのが連続してそうってしまったという感じだと思います。

基本的な方針に理念をつくってアンケートをしたり、いじめの教育をするのももちろん大事で、トップをあげていくのも大事ですが、ボトム（底辺）というか、いじめてしまう子どもをどう救っていくか、支援していくかが、いじめが減っていくことにつながっていくのではないかと思います。

入院してくるような子どもはものすごくいじられているか、ものすごくいじめているかのどちらかが多く、いじめている子を指導しても逆切れするだけとなってしまう。いじめている子どもなりに理由があって、いじめている子どもの親も反社会的だったりするため、それをどう支えていくか、親とは喧嘩しないように、責めたりしないようにしようとしています。これを基本的方針に組み込む内容なのか分からないが、加害者の親をどう支えるかも大事な視点と感じています。

記野委員

この案をチャレンジャーだと思った箇所があります。3ページのいじめの定義がつながってあって、2つ目の丸です。これを基本的な方針に記したのはすごくいいと思っています。

「いじめられた児童・生徒の立場に立って、いじめと判断した場合でも、必ずしも厳しい指導を要するとは限りません。」と明言している。事例として、①好意から行ったことでも相手側の児童・生徒の心身に苦痛を感じさせてしまった場合、②軽い言葉で相手を傷つけたが、教師が指導によることなく、すぐに加害児童・生徒は謝罪をして良好な関係を再び築けた場合のところだ。

先ほど川島委員が話されたところが、基本方針に記されているのが素晴らしいと思いました。

塚本委員

22ページの相談体制等の構築です。何かあったときの相談者は児童・生徒は学校の先生と、今までのアンケート調査でも、実際にも大多数であるのは承知しています。同時に学校には相談しづらい、外部の相談窓口があることを周知しますとあります。学校に相談しづらい部分の対応を、外部の相談窓口をつくるということがうたわれています。外部の周知について、条例を作るときのアンケートでは保護司会は認知度が低かったですが、行政、教育委員会として外部の相談窓口をどう想定していますか。

加藤指導主事

10ページのウの通報及び相談を受け付ける窓口に、子どもたちや保護者や地域の方がどこに連絡したらいいのか、連絡しやすい市内4箇所の場所を明記しました。

塚本委員

先ほど見せていただきました。これをどう効果的にチラシを作って配付するのでしょうか。

加藤指導主事

こちらは毎学期、各学校にリーフレットなどで、子どもたちや保護者に意識してもらえるように周知していく予定です。

塚本委員

それ以外に新たな窓口は想定していないのですか。

加藤指導主事

教育委員会ではなく、市長部局に「いじめ相談窓口」があります。教育委員会ではなく、地域の方、市民の方からの相談を受け付けられるような窓口になっています。

条例を作成しまして、条例の中にもこのような窓口を設置することをうたっていますので、広報でも市民の方、地域の方に周知しています。

佐藤統括指導主事

今は、窓口として設置されたものをここに書かせていただいて、子どもたち、家庭に配布していきます。

この後は、様々な機関に条例や基本方針の狙い等のお話をさせていただきます。その中で、団体やいろいろな機関で、自分たちもこういうことができるというご意見をいただく中で、地域全体で窓口を増やしていければと考えています。

塚本委員

是非、そういったことを要望させていただきたいと思います。

佐々木委員

窓口を作るのは大事だと思います。それと同時に、今の子ども、特に中学生は聞いても何も答えない。困っているから病院に来ているのに、困ってないと話す。こちらからどう働きかけていくかが大事になっていくと思います。毎日顔を見て声をかける、担任の先生もそういうことをやってくれている。どうやって底辺の子どもたちを救っていくのか、どう見つけていくかが大切だと思います。

川島委員

学校、先生や保護者に相談できない子どもが、ここに電話をするのはギャップがある気がします。おそらく電話するところまで行かないと思う。子ども達の行動の拠点となっている場所が、例えば児童館だったり市民センターだったり、意外とそこに集まっていることが多いかと思います。せつかくある既存の施設を活用できたら、中間を埋めることができるのではないかと考えています。

新しく箱を作るという話ではないです。そこにいる人は普段から地域の子どものをよく見ているので、ちょっと様子を変だなというようなところをくみ上げる、ギャップを担えるのではないかと考えています。

松田委員長

情報をいかにキャッチして、それを共有していくかが今日は話題となっています。

また、佐々木委員のお話にあった加害児童・生徒への指導というのは、今のつくりでは重大事態の項目となっていて、それとは別の側面もあるという指摘も重要な指摘だと思います。

窓口の話も状況がいろいろある。電話窓口は意味がないとは思っていないが、更に他の窓口も検討する余地があるのかなと思います。

委員の皆さんに資料を読み込んでいただいて意見があれば事務局に連絡をいただくというやり方でもよろしいですか。

佐藤統括指導主事

資料を読み込んでいただいて、また本日の議論を基に更にご意見もあると思いますので、担当の指導課でお受けしたいと思います。7月10日までをお願いいたします。

松田委員長

大変お忙しい中ですが、今日の説明と議論からご意見やご質問が出てくることもあると思いますので、それを出していただいた上で事務局に整理してもらって、次回議論ができればと思います。よろしく願いいたします。

その他ございますか。

では、本日の次第は以上となります。本日のご意見は委員長、副委員長を含めて事務局で整理させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

ありがとうございました。事務局に進行をお返しします。

中村指導課長

次回の日程は、7月18日（火）午後4時からを予定しています。詳細については、後日ご連絡させていただきます。よろしく願いします。

本日はありがとうございました。

会議録署名人 平成 年 月 日 署名